## 広島県告示第五百五十八号

水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定によって、 次の内

平成三十年七月九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一)漁業権者の名称及び住所

1 名称

田総川漁業協同組合

2 住所

庄原市総領町下領家一番三号

二免許番号

内水共第三十三号、内水共第三十四号及び内水共第三十五号

三 変更の内容

第四条の表を次のように改める。

土無俚	全魚種		<del>)</del>	ア 魚種
区間	川井堰堤から上流及び下流各50mの	mより下流域	庄原市総領町稲草田中橋より上流20	イ 区域
通年		9月1日から10月31日まで		ゥ 期間